

おたる国際福祉・観光専修学院履修方法等に関する規則

(令和8年2月17日制定)

(目的)

第1条 この規則は、おたる国際福祉・観光専修学院学則施行細則（以下「学則施行細則」という。）第12条第2項に基づき、授業科目の運用および履修方法に関する必要な事項を定める。

(授業計画および時間割)

第2条 介護福祉学科および観光学科（以下「両学科」という。）は、毎年度、開講授業科目、単位数、配当年次および担当者の原案（以下「授業計画」という。）を作成し、学務委員会に提出しなければならない。

2 授業計画は、前期と後期に分かれ、授業科目は、半期で終了する科目と通年開講される科目により構成される。

3 学務委員会は、両学科から提出された授業計画に基づいて、時間割を作成し、教員会議に付議し、承認を得るものとする。

(履修の届出)

第3条 学生は、時間割に基づいて、学年が始まる所定の期間内に、1年間に履修する授業科目を届け出なければならない。

2 履修は、配当年次に従い、上位年次配当の授業科目の履修は認められない。ただし下位年次配当の事業科目の履修は、この限りでない。

3 外国語の習得を目的とする授業科目については、当該外国語を母国語とする学生は履修できない。ただし、校長が、学務委員会の承認を得て、履修を認める場合は、この限りでない。

4 学務委員会および職員は、授業科目の履修に関して、学生から相談を受け、必要な指導を行う。

(履修の取消・変更)

第4条 前条第1項により届け出た履修の取消または変更は、各学期の所定の期間内に行わなければならない。

2 学生が、前期に休学し、後期に復学する場合、または学則施行細則第8条第2項により復学を許可され、後期から授業科目を履修しようとする場合は、後期における所定の期間内に届け出なければならない。

(事務組織)

第5条 授業科目の履修に関する事務は、法人事務局学務部が所掌する。

(その他)

第6条 授業科目の運用および履修方法については、この規則が定めるもののほか、学務委員会が定める。

(附則)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。